

文京区補助金等チェックシート

所属 男女協働子育て支援部保育課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金										
根拠規定等	平成26年度文京区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱										
創設年月	平成	25	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	1年	終了予定年月	H27.3		
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕					
見直しの内容											
予算科目	款	項	目	大事業			中事業			実施計画事業番号	
	5民生費	4児童福祉費	1保育園費	7 保育士等処遇改善臨時特例事業			1 保育士等処遇改善臨時特例事業				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給										

2 補助金の概要

補助目的	待機児童解消加速化プランに基づく保育士の人材確保対策の一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所への費用の助成を行うことにより、保育士の確保を進める。										
補助事業等の内容	保育所運営費の民間施設給与等改善費を基礎として、保育士等の賃金改善に要する費用に充てるための資金を私立保育所に交付する。										
補助対象経費の内容	保育所の職員1人当たりの平均勤続年数により交付										
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他										
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 区内私立保育所										
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)										
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他										
	〔その他の場合は具体的に記入〕 (①事業費単価+②加算分事業費単価)×児童数 児童年齢クラスごとに計算 単価は保育所定員別、職員1人当たりの平均勤続年数により国が設定 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕										
公募の状況	対象施設に直接連絡										
実績報告書時における 用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国様式の実績報告書)										
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	1/8	国	6/8	都	1/8	補助対象者	
			上乗せの内容・理由								

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	保育士の処遇を改善することで、保育士の離職を避けることにつながり、安定的な保育サービスの提供を図ることができる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想の子育て支援の施策に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	民間の事業者の財政的負担を減らし、安定した保育サービスの提供のために、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	保育従事者の離職につながり、安定的な保育サービスを提供できなくなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区内私立保育所全てに案内している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	申請書、実績報告書により実施内容を提出させ、区から都へ報告している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	保育士の処遇を改善することで離職を避けることにつながり、安定的な保育サービスの提供が可能となることから、最も効果的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	保育士の処遇改善(賃金改善)に充てられている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	保育士の平均勤続年数に応じた処遇改善がなされ、保育士の定着につながっている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	保育士の処遇を改善することで離職を避けることにつながり、区民に対し安定的な保育サービスを提供することができる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	厚生労働省の「保育士等処遇改善臨時特例事業実施要綱」により実施している。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	認可の区内私立保育所のみが対象となっている。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	実績報告書により対象経費を確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	—	13	18	保育所への委託費に組み込まれる
決算(予算)額	—	18,843	28,396	
国庫支出金		0	21,297	
都支出金		18,843	3,549	
その他		0	0	
一般財源		0	3,550	0
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	全私立保育所が実施			

5 課題及び今後の方向性

保育所への委託費に組み込まれるため、平成26年度をもって終了。